

## 第 1 編

### 衆議院議員総選挙の大要



第1編 衆議院議員総選挙の概要

今回の総選挙は、戦後24回目であり、小選挙区（大阪府第1～19区）からは19議員、比例代表（近畿選挙区）からは29議員が選出された。

また、これと同時に最高裁判所裁判官国民審査が執行され、9名の裁判官が審査に付された。これらの選挙事務等の主要日程は次のとおりである。

月日	選挙期日前	事項	摘要
7月20日 (月) 以前	-41 以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙管理体制の検討</li> <li>○選挙管理日程の作成</li> <li>○議案の作成及び付議</li> <li>○各種事務処理要領の作成準備</li> <li>○会議、立候補受付等の場所の確保</li> <li>○選挙執行経費の予算措置準備</li> <li>○選管規程、報告例の改正</li> <li>○各種告示、通知等の施行準備</li> <li>○候補者及び候補者届出政党証明物品等交付物の作成準備</li> <li>○立候補予定者用交付関係用紙の作成準備</li> <li>○候補者届出政党用及び本人届出用の立候補者の手引の作成</li> <li>○選挙啓発の計画作成</li> <li>○選挙長事務に関する依頼、照会</li> <li>○法務局及び郵便事業株式会社との連絡協議</li> <li>○立候補予定者交付諸用紙の整備</li> <li>○政見放送等に関する放送局との協議</li> <li>○ポスター掲示場の区画の数及び段の数の決定及び通知</li> <li>○候補者、後援団体の政治活動用ポスターの掲示禁止期間の開始</li> <li>○後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始</li> <li>○候補者及び候補者届出政党証明物品等交付物の整備点検</li> <li>○在外選挙人への投票用紙等交付開始（市区町村）</li> <li>○市区町村選管との打ち合わせ会議 (投開票速報事務担当者会議)</li> </ul>	<p>平成20年9月25日</p> <p>平成21年7月16日</p> <p>平成20年9月26日</p> <p>平成21年3月10日</p> <p>平成21年6月12日</p> <p>平成21年6月30日</p> <p>平成21年7月12日</p> <p>平成21年7月15日</p>
7月21日 (火)	-40	解 散	
7月22日 (水)	-39	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要日程等報道資料提供 (立候補予定者説明会の開催周知を含む)</li> <li>○立候補予定者説明会の開催を各政党大阪府本部等へ通知</li> </ul>	
7月27日 (月)	-34	○選挙人名簿登録日程の決定告示及び通知 [比例代表]	総務省

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
7月29日 (水)	-32	○都道府県・指定都市選挙管理委員会委員長・書記長会議	総務省 講堂 午後1時30分
7月30日 (木)	-31	○立候補予定者説明会  (政党届出候補者対象) (本人届出候補者対象) ○選挙人名簿登録日程の決定告示及び通知 [小選挙区]	新別館南館8階 大研修室 午前10時 午後1時30分
7月31日 (金)	-30	○投・開票速報に関する報道機関への説明	
8月4日 (火)	-26	○市区町村選挙管理委員会委員長・書記長会議 ○市区町村選挙管理委員会事務担当者会議	国民会館・住友生命 ビル12階大ホール 午前10時30分 午後1時30分
8月5日 (水)	-25	○立候補届及び通称使用の事前審査の開始 事前審査完了後、選挙長市へ一件書類送付 ○選挙公報 [小選挙区] の事前審査の開始	選管事務局
8月7日 (金)	-23	○不在者投票を行うことができる病院等の指定報告期限 ○個人演説会等の公営施設の指定報告期限	
8月12日 (水)	-18	○諸用紙及び選挙長市への証明物品の配付  ○期日前投票・不在者投票用投票用紙、点字投票用紙の配付 [小選挙区] [比例代表]	地下第1会議室 午前9時
8月14日 (金)	-16	○立候補届出受付等リハーサル及び証明物品の公開	第1委員会室 午後1時
8月15日 (土)	-15	○選挙人名簿縦覧場所の告示期限 (市区町村) ○在外選挙人名簿縦覧場所の告示期限 (市区町村)	
8月17日 (月)	-13	○選挙人名簿の登録基準日及び登録日 (市区町村) ○選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○在外選挙人名簿登録期限 (市区町村) ○在外選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○選挙運動に関する支出制限額の算出 ○ポスター掲示場の設置完了 (市区町村) ○立候補届事前審査完了状況を選挙長市へ送付 ○候補者証明物品 (証明書類) を選挙長市へ送付	

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
8月18日 (火)	-12	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">           選挙期日の公示・審査期日の告示         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙・審査関係告示の施行</li> <li>○立候補届の受付期日 [小選挙区]</li> <li>○通称認定申請の受付・認定 [小選挙区]</li> <li>○候補者届出状況の報告 (選挙長市)</li> <li>○選挙運動用証明物品 (候補者・届出政党用) の交付 [小選挙区]</li> <li>○立候補の届出について告示並びに市区町村選管等へ通知 [小選挙区]</li> <li>○選挙公報掲載申請の受理開始 [小選挙区]</li> <li>○選挙立会人の選任届の受理開始 [小選挙区]</li> <li>○選挙分会立会人の選任届の受理開始 [比例代表]</li> <li>○個人演説会等 (公営施設) の受付開始 (市町村)</li> <li>○個人演説会等 (非公営施設の使用) の開始</li> <li>○各種届出の受理開始             <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務所の設置届・異動届の受理開始</li> <li>出納責任者の選任届・異動届の受理開始 [小選挙区]</li> <li>有給選挙運動員の届出の受理開始 [小選挙区]</li> <li>選挙運動用ビラの届出の受理開始 [小選挙区]</li> </ul> </li> <li>○選挙公営に関する契約届出及び確認申請の受理並びに確認書の交付開始 [小選挙区]             <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動用自動車の使用</li> <li>選挙運動用通常葉書の作成</li> <li>選挙運動用ビラの作成</li> <li>選挙事務所用立札・看板の作成</li> <li>選挙運動用自動車等取付用立札・看板の作成</li> <li>個人演説会場用立札・看板の作成</li> <li>選挙運動用ポスターの作成</li> <li>政見放送の録音・録画</li> </ul> </li> </ul>	立候補受付場所 1～5区： 第1委員会室 6区：守口市 7区：吹田市 8区：豊中市 9区：茨木市 10区：高槻市 11区：枚方市 12区：寝屋川市 13区：東大阪市 14区：八尾市 15区：松原市 16～17区：堺市 18区：岸和田市 19区：泉佐野市 選挙運動用証明物品 (候補者届出政党用) の交付場所 第2委員会室 受付時間 午前8時30分～ 府及び該当市町村

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
8月18日 (火)	-12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機関紙誌、ビラ及びポスターの届出に関する総務省通知の受理、市区町村選管・府警本部へ送付</li> <li>○裁判官の氏名等についての中央選挙管理会通知の受理、市区町村選管へ送付</li> <li>○候補者及び裁判官の氏名掲示の作成開始</li> <li>○選挙啓発の開始（啓発物品の配付）</li> <li>○選挙人名簿の縦覧期日（公示日のみ）</li> <li>○在外選挙人名簿の縦覧期日（公示日のみ）</li> <li>○選挙公報掲載申請の受理期限</li> <li>○選挙公報掲載順序の決定 [小選挙区]</li>   <li>○政党名掲示等掲載順序の決定 [比例代表]</li>   <li>○政党名掲示（当面分）のFAX送信</li> <li>○政党名掲示の作成（市区町村）</li> <li>○立候補者氏名のFAX送信（選挙長市→関係市区町村）</li> <li>○氏名掲示掲載順序の決定（市区町村）</li> <li>○氏名掲示（当面分）の作成（市区町村）</li> <li>○審査公報掲載文の提出期日（中央選管）</li> <li>○期日前投票所の告示</li> <li>○政見放送の申込及び経歴書の提出期限</li> <li>○政見放送の日時（順序）の決定 [小選挙区] 及び放送局、候補者届出政党への通知</li> </ul>	<p>市区町村 市区町村</p> <p>第2委員会室 午後5時30分</p> <p>監査室 午後6時30分</p> <p>市区町村</p> <p>監査室 午後7時</p>
8月19日 (水)	-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○期日前投票及び不在者投票の開始 [小選挙区] [比例代表]</li> <li>○選挙公報の校正 [小選挙区]</li> <li>○期日前及び不在者投票記載場所の候補者氏名掲示の開始</li> <li>○期日前及び不在者投票記載場所の政党名掲示の開始</li> </ul>	<p>市区町村 市区町村</p>
8月20日 (木)	-10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人演説会等（公営施設使用）の使用開始</li> <li>○名簿届出政党等に関する総務省通知の受理及び送付 [比例代表]</li> <li>○選挙公報の印刷開始 [小選挙区]</li> <li>○点字の候補者名簿、名簿届出政党等名簿、裁判官名簿の配付</li> </ul>	

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
8月21日 (金)	-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投票用紙の配送（衆議院当日投票用、国民審査の期日前投票及び不在者投票用）</li> <li>○諸用紙の配付</li> <li>○選挙公報掲載順序の決定〔比例代表〕</li> <li>○選挙公報〔比例代表〕、審査公報掲載文の写しの受領</li> <li>○選挙公報〔小選挙区〕の配送開始</li> <li>○候補者及び裁判官の氏名揭示、政党名揭示の配付（印刷製版分）</li> <li>○選挙公報〔比例代表〕、審査公報の校正</li> </ul>	監査室 午前10時30分
8月22日 (土)	-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙公報〔比例代表〕、審査公報の印刷開始</li> </ul>	
8月23日 (日)	-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○期日前投票及び不在者投票開始〔国民審査〕</li> <li>○裁判官氏名揭示開始〔国民審査〕</li> <li>○選挙公報〔比例代表〕、審査公報の配送開始</li> <li>○不在者投票施設に選挙公報、審査公報を送付</li> <li>○期日前及び不在者投票者数集計（1回目）</li> </ul>	
8月25日 (火)	-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点字・音声テープ版の選挙公報の発送</li> <li>○投票所の告示期限</li> <li>○投・開票速報リハーサル</li> </ul>	市区町村 地下第1会議室 午後2時30分
8月26日 (水)	-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郵便等による不在者投票用紙の請求期限（在外選挙人含む）</li> <li>○名簿登載者揭示の配付（印刷製版分）</li> <li>○投票用紙の配送（国民審査当日投票用）</li> </ul>	
8月27日 (木)	-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙立会人、選挙分会立会人の届出期限</li> <li>○選挙立会人、選挙分会立会人の決定又は選任及び通知</li> <li>○開票立会人の届出期限</li> <li>○開票立会人の決定</li> </ul>	選管委員会室 （1区～5区） 午後5時30分 選挙長市 （6区～19区） 市区町村 市区町村
8月28日 (金)	-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政見放送の終了期限</li> <li>○選挙公報の世帯配布期限</li> <li>○委員長声明の発表</li> <li>○期日前及び不在者投票者数集計（2回目）</li> </ul>	

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
8月29日 (土)	-1	○期日前投票及び不在者投票の期限 ○期日前及び不在者投票者数集計（3回目）	
8月30日 (日)	0	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">選挙期日・審査期日</div> ○投・開票（選挙会：8区、13区） ○投・開票速報の受信 ○開票結果報告の受理、点検 ○開票録のFAX送信（市区町村→選挙長市） ○投・開票結果調の作成	
8月31日 (月)	1	○選挙会の開催（1区～5区）  （6区～19区（8区・13区を除く）） ○当選人決定の報告（選挙長市） ○選挙分会の開催〔比例代表〕 ○審査分会の開催 ○当選証書付与式〔小選挙区〕	第2委員会室 午前10時30分 選挙長市  第3委員会室 午前11時 第3委員会室 午前11時30分 第1委員会室 午後1時
9月2日 (水)	3	○選挙分会録等及び審査分会録等の検収（総務省）	総務省
9月4日 (金)	5	○選挙会の開催〔比例代表〕 ○審査会の開催	総務省 総務省
9月5日 (土)	6	○当選証書付与式〔比例代表〕	総務省
9月14日 (月)	15	○選挙運動費用収支報告書の提出期限	
9月29日 (火)	30	○選挙の効力に関する訴訟の提起期限	
9月30日 (水)	31	○当選の効力に関する訴訟の提起期限	
10月1日 (木)	32	○供託物の返還及び没収手続の開始	



# 1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数

## (1) 選挙人名簿登録者数

選挙時登録については、次の日程で登録が行われた。

- ・被登録資格の決定の基準となる日

平成21年8月17日（月）（ただし、年齢は選挙期日により算定する。）

- ・登録を行う日

平成21年8月17日（月）

- ・縦覧に供する期間

平成21年8月18日（火）

平成17年衆議院議員総選挙の選挙時登録から今般の衆議院議員総選挙までの登録者の推移は、次のとおりである。

登録日	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成 17 年 8 月 29 日 (衆議院選挙)	2,084,482	—	4,811,883	156,266	7,052,631
平成 17 年 9 月 2 日 (定時登録)	2,084,235	—	4,812,242	156,254	7,052,731
平成 17 年 12 月 2 日 (定時登録)	2,086,756	—	4,814,715	156,085	7,057,556
平成 18 年 3 月 2 日 (定時登録)	2,087,267	—	4,814,650	156,628	7,058,545
平成 18 年 6 月 2 日 (定時登録)	2,087,481	674,015	4,141,349	156,777	7,059,622
平成 18 年 9 月 2 日 (定時登録)	2,094,229	674,787	4,143,665	156,537	7,069,218
平成 18 年 12 月 2 日 (定時登録)	2,095,789	675,359	4,147,013	156,711	7,074,872
平成 19 年 3 月 2 日 (定時登録)	2,095,526	675,585	4,145,979	156,697	7,073,787
平成 19 年 3 月 29 日 (府議会議員選挙)	2,096,839	676,080	4,149,306	156,747	7,078,972
平成 19 年 6 月 2 日 (定時登録)	2,096,605	675,860	4,146,237	156,698	7,075,400
平成 19 年 7 月 11 日 (参議院選挙)	2,109,391	678,938	4,169,559	157,232	7,115,120
平成 19 年 9 月 2 日 (定時登録)	2,101,378	676,818	4,149,792	156,515	7,084,503
平成 19 年 12 月 2 日 (定時登録)	2,101,350	677,385	4,150,124	156,652	7,085,511
平成 20 年 1 月 9 日 (知事選挙)	2,103,230	677,980	4,152,976	156,784	7,090,970

登録日	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成 20 年 3 月 2 日 (定時登録)	2,102,043	677,638	4,148,056	156,601	7,084,338
平成 20 年 6 月 2 日 (定時登録)	2,101,903	677,589	4,148,378	156,648	7,084,518
平成 20 年 9 月 2 日 (定時登録)	2,108,175	677,897	4,147,956	156,436	7,090,464
平成 20 年 12 月 2 日 (定時登録)	2,111,183	678,755	4,151,067	156,482	7,097,487
平成 21 年 3 月 2 日 (定時登録)	2,111,167	678,756	4,149,478	156,267	7,095,668
平成 21 年 6 月 2 日 (定時登録)	2,112,001	678,906	4,148,452	156,102	7,095,461
平成 21 年 8 月 17 日 (衆議院選挙)	2,119,206	679,923	4,151,501	155,936	7,106,566

(2) 在外選挙人名簿登録者数

登録については、申請に基づいて随時行われるが、選挙の期日の公示から選挙の期日までの間は登録を行わない。

平成21年8月17日現在の登録者数は次のとおりである。

登録日	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成15年10月27日 (衆議院選挙)	843	—	2,458	75	3,376
平成16年6月23日 (参議院選挙)	951	—	2,743	92	3,786
平成17年8月29日 (衆議院選挙)	1,014	—	2,689	89	3,792
平成19年7月11日 (参議院選挙)	1,318	360	3,144	105	4,927
平成21年8月17日 (衆議院選挙)	1,496	385	3,225	111	5,217

2 選挙長（選挙分会長）及び同職務代理者

選挙区	選挙長の氏名	同職務代理者の氏名	選挙長の職務を補助する選挙管理委員会
第1区	角野 武光	清水 秀都	大阪府選挙管理委員会
第2区	八木 博	清水 秀都	
第3区	中沢 一太郎	清水 秀都	
第4区	伊山 喜二	清水 秀都	
第5区	手向 健二	清水 秀都	
第6区	北村 幸二	菊田 侑利	守口市選挙管理委員会
第7区	中川 卓三	松本 洋一郎	吹田市選挙管理委員会
第8区	下 吉晴	高橋 多美男	豊中市選挙管理委員会
第9区	内田 勝彦	三重野 俊彦	茨木市選挙管理委員会
第10区	高須賀 嘉章	大西 三音夫	高槻市選挙管理委員会
第11区	大槻 哲也	大森 正	枚方市選挙管理委員会
第12区	浅越 忠志	平嶺 勝義	寝屋川市選挙管理委員会
第13区	田中 善造	篠原 武	東大阪市選挙管理委員会
第14区	高田 寛治	阿野 覺	八尾市選挙管理委員会
第15区	中田 幸司	山岡 勲	松原市選挙管理委員会
第16区	大橋 金剛	千田 邦雄	堺市選挙管理委員会
第17区	辻林 幸雄	千田 邦雄	
第18区	梶野 郁子	黒澤 武明	岸和田市選挙管理委員会
第19区	横河 僖治	佐藤 憲成	泉佐野市選挙管理委員会

	選挙分会長の氏名	同職務代理者の氏名
比例代表	角野 武光	八木 博

### 3 候補者

候補者の届出の受付は、8月18日（火）に、第1区から第5区の各選挙区については、大阪府庁で、第6区から第19区の各選挙区については、それぞれ選挙区内の選挙長事務を行う市において行われた。立候補届出場所は、次のとおりである。

選挙区	時間	立候補届出受理場所	時間	立候補届出受理場所
第1区～ 第5区	8:30～ 12:00	大阪府庁本館2階第1委員会室	12:00～ 17:00	大阪府庁本館5階大阪府選挙管理委員会事務局
第6区	8:30～ 12:00	守口市役所1号別館3階議会第1委員会室	12:00～ 17:00	守口市役所1号別館5階守口市選挙管理委員会事務局
第7区	8:30～ 12:00	吹田市役所吹田市選挙管理委員室	12:00～ 17:00	吹田市役所吹田市選挙管理委員会事務局
第8区	8:30～ 12:00	豊中市役所第一庁舎2階大会議室	12:00～ 17:00	豊中市役所第二庁舎内豊中市選挙管理委員会事務局
第9区	8:30～ 10:00	茨木市役所本館6階会議室	10:00～ 17:00	茨木市役所南館3階茨木市選挙管理委員会事務局
第10区	8:30～ 12:00	高槻市総合センター13階研修室(大)	12:00～ 17:00	高槻市総合センター13階高槻市選挙管理委員会事務局
第11区	8:30～ 10:00	枚方市役所別館4階第1委員会室	10:00～ 17:00	枚方市役所別館5階枚方市選挙管理委員会事務局
第12区	8:30～ 9:00	寝屋川市役所本庁3階入札室	9:00～ 17:00	寝屋川市役所本庁3階寝屋川市選挙管理委員会事務局
第13区	8:30～ 9:00	東大阪市役所18階大会議室	9:00～ 17:00	東大阪市役所8階東大阪市選挙管理委員会事務局
第14区	8:30～ 9:00	八尾市役所本館8階第2委員会室	9:00～ 17:00	八尾市役所本館1階市民ロビー
第15区	8:30～ 9:00	松原市役所8階大会議室A	9:00～ 17:00	松原市役所4階松原市選挙管理委員会事務局
第16区	8:30～ 12:00	堺市役所本館12階堺市議会第1委員会室	12:00～ 17:00	堺市役所高層館12階堺市選挙管理委員会事務局
第17区	8:30～ 12:00	堺市役所本館12階堺市議会第1委員会室	12:00～ 17:00	堺市役所高層館12階堺市選挙管理委員会事務局
第18区	8:30～ 11:00	岸和田市役所新館4階第2委員会室	11:00～ 17:00	岸和田市役所旧館2階岸和田市選挙管理委員会事務局
第19区	8:30～ 12:00	泉佐野市役所3階302会議室	12:00～ 17:00	泉佐野市役所3階泉佐野市選挙管理委員会事務局

午前8時30分までに受付会場に到着した候補者80名について、選挙区ごとに候補者の届出の受付順位を決定するくじを行ったうえで、届出を順次受理し、80名の候補者で総定数19の議席を争うこととなった。

今回の候補者80名中59名が政党届出、21名が本人届出により届け出られた。

立候補届出状況は、次のとおりである。

選挙区	政 党 届 出									本人届出	合 計 (=競争率)
	民主 党	自由 民主 党	公 明 党	日 本 共 産 党	社 会 民 主 党	み ん な の 党	国 民 新 党	改 革 ク ラ ブ	計		
第1区	1	1		1					3	2	5
第2区	1	1		1					3	2	5
第3区	1		1	1					3	1	4
第4区	1	1		1					3	1	4
第5区	1		1	1					3	1	4
第6区	1		1	1					3	1	4
第7区	1	1		1					3	1	4
第8区	1	1		1					3	1	4
第9区	1	1		1		1			4	1	5
第10区		1		1	1				3	1	4
第11区	1	1		1					3	1	4
第12区	1	1		1					3	1	4
第13区		1		1			1		3	1	4
第14区	1	1		1					3	2	5
第15区	1	1		1					3	1	4
第16区	1		1	1					3	1	4
第17区	1	1		1				1	4		4
第18区	1	1		1					3	1	4
第19区	1	1		1					3	1	4
計	17	15	4	19	1	1	1	1	59	21	80 (4.21)

#### 4 投票

投票は、8月30日午前7時から府内1,786箇所の投票所で一斉に開始された。

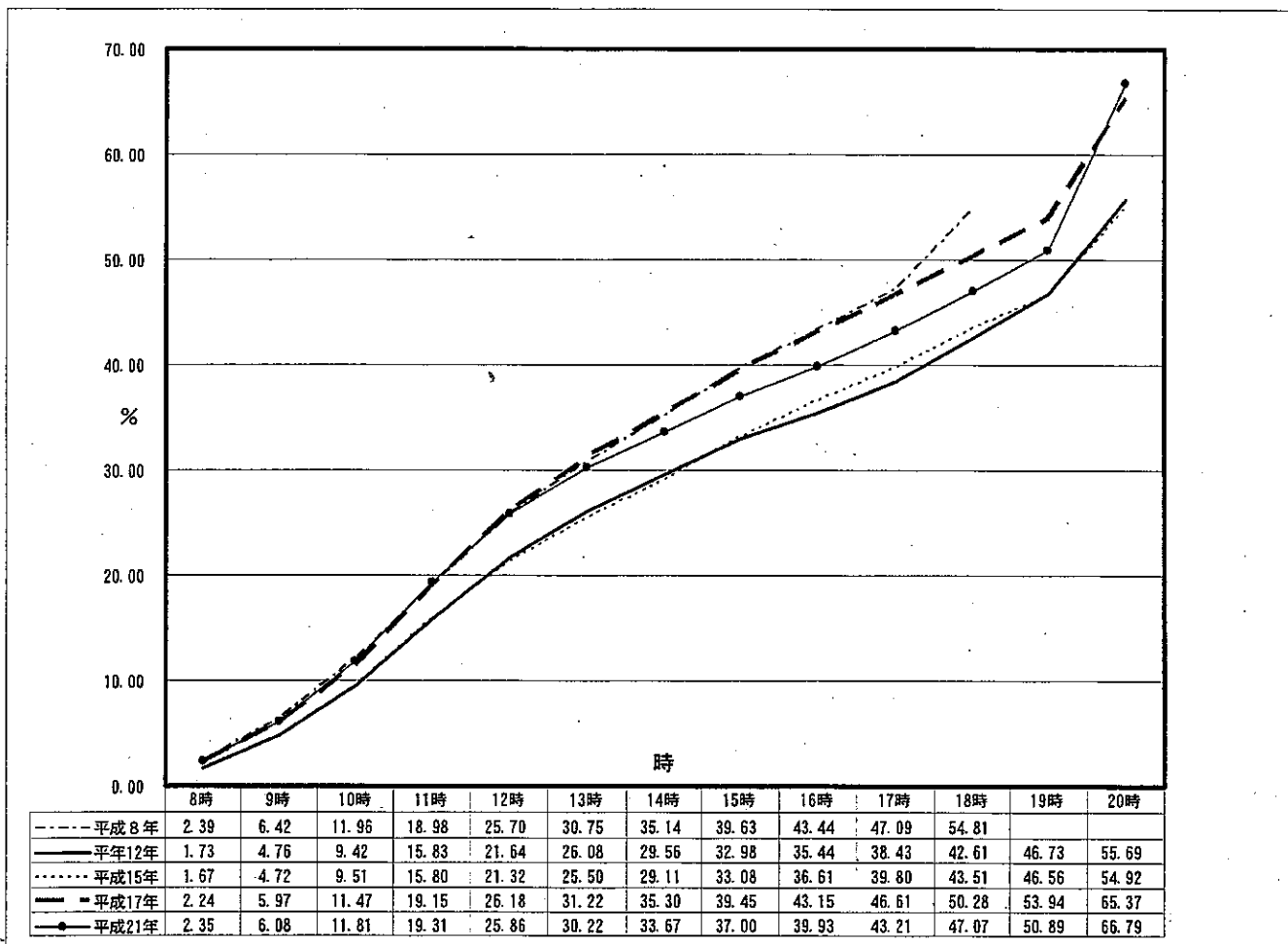
当日の天候は晴れであったが、期日前投票者数が前回は大きく上回ったことが影響したのか午前11時時点の投票率は前回より0.16ポイント上回るだけに留まり、正午時点の投票率は逆に前回より0.32ポイント下回った。

また午後からの投票率も前回は下回る状況が続き、午後5時時点では最大3.40ポイント下回ったが、期日前投票・不在者投票・在外投票が加わった最終投票率は、66.79%と前回選挙の65.37%を1.42ポイント上回る結果となった。

しかし、全国平均投票率69.28%と比較すると、2.49ポイント下回っており、全国の都道府県の中では下から5番目の投票率であった。

なお、時間別の投票状況は、別表のとおりである。

(単位：%) ※平成8年の投票時間は、18時までである。



#### 5 開票

開票は、即日開票で午後8時50分から9時40分の間に府内72箇所の開票所で開始された。

また、開票速報については、小選挙区選出議員選挙は午後10時を初回とし、以降開票終了まで30分毎に、比例代表選出議員選挙は午後10時45分を初回とし、以降開票終了まで1時間毎に発表を行い、国民審査は最終のみ発表を行った。

## 6 選挙会、選挙分会及び当選証書付与式

### ・選挙会の場所及び日時

選挙区	選挙会の場所		日時
第1区	大阪市中央区大手前二丁目1番22号	大阪府庁本館2階第2委員会室	8月31日 午前10時30分から
第2区	同	同	同
第3区	同	同	同
第4区	同	同	同
第5区	同	同	同
第6区	守口市京阪本通二丁目2番5号	守口市役所本館2階行政会議室	8月31日 午前10時から
第7区	吹田市泉町一丁目3番40号	吹田市役所第3委員会室	同
第8区	豊中市服部西町四丁目12番1号	豊中市立豊島体育館	8月30日 午後9時20分から
第9区	茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所南館3階防災会議室	8月31日 午前10時から
第10区	高槻市桃園町2番1号	高槻市総合センター6階C604会議室	同
第11区	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方市役所別館4階第2委員会室	同
第12区	寝屋川市本町1番1号	寝屋川市役所本庁3階入札室	同
第13区	東大阪市中小阪四丁目7番60号	東大阪市立総合体育館	8月30日 午後9時から
第14区	八尾市本町一丁目1番1号	八尾市役所本館7階会議室701	8月31日 午前10時から
第15区	松原市阿保一丁目1番1号	松原市役所3階302会議室	同
第16区	堺市堺区南瓦町3番1号	堺市役所高層館12階会議室	同
第17区	同	同	8月31日 午前10時30分から
第18区	岸和田市岸城町7番1号	岸和田市役所旧館2階会議室	8月31日 午前10時から
第19区	泉佐野市市場東一丁目295番地の3	泉佐野市役所3階302会議室	同

### ・選挙分会の場所及び日時

場 所 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府庁本館2階 第3委員会室

日 時 平成21年8月31日 午前11時から

### ・当選証書付与式

場 所 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府庁本館2階 第1委員会室

日 時 平成21年8月31日 午後1時から

## 7 選挙公営

### (1) ポスター掲示場

今回の選挙のポスター掲示場数は、各投票区の面積及び平成21年3月2日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数により算出され、その総数は12,935箇所であった。

ポスター掲示場については、各市町村選管が設置するが、その設置場所の確保は非常に困難な状況にある。

また、ポスター掲示場の段及び区画数については選挙区毎に当委員会が決定するが、市町村選管が円滑に設置作業を進めるためには、可能な限り早期に決定しなければならない。

しかしながら、区画数を決定した後に増枠することのないよう、決定に際しては慎重な検討が必要である。

今回の選挙は衆議院の解散により発生したが、平成20年9月に解散の報道がなされたため、新聞報道等の情報などを考慮した上で、平成20年9月26日の委員会で各選挙区の区画数を決定し、同日に通知した。

なお、各選挙区のポスター掲示場の設置数及び区画の数は次のとおりである。

選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第9区	第10区
設置数	599	436	475	561	529	702	621	492	1,002	551
区画数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

選挙区	第11区	第12区	第13区	第14区	第15区	第16区	第17区	第18区	第19区	計
設置数	727	676	681	868	1,181	437	446	1,006	945	12,935
区画数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

### (2) 政見放送及び経歴放送

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の申込みは8つの候補者届出政党が行ったが、全てテープの持込み方式であった。

政見放送の実施放送局及び放送回数は次のとおりである。

放送事業者名		届出候補者数による政見放送の回数				
		1・2人	3～5人	6～8人	9～11人	12人以上
日本放送協会	テレビ	1回	2回	4回	6回	8回
	ラジオ	1回	1回	2回	3回	4回
株式会社毎日放送	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
	ラジオ	—	1回	2回	3回	4回
読賣テレビ放送株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回

経歴放送については、候補者が日本放送協会に提出した経歴書に基づき、候補者1人について1回あたり30秒以内で、テレビジョン放送により1回、ラジオ放送により10回、選挙区ごとに選挙公報の掲載順序に従って放送を行った。



衆議院小選挙区選出議員選挙放送日時（順序）の決定表

1 日本放送協会(テレビジョン放送:午前)

(9分間隔)

政見放送 の日時	月日	8月21日(金)	8月24日(月)	8月25日(火)	8月26日(水)	8月27日(木)
候補者届出政党の 政見放送の順序	時間	7時45分~8時15分	7時45分~8時15分	7時45分~8時15分	7時45分~8時15分	7時45分~8時15分
		民主 共産党 自民党	民主 共産党 自民党	民主 共産党 自民党	民主 改革 国民 自民党	共産党 自民党 公明

2 日本放送協会(テレビジョン放送:午後)

(9分間隔)

政見放送 の日時	月日	8月21日(金)	8月24日(月)	8月25日(火)	8月26日(水)	8月27日(木)
候補者届出政党の 政見放送の順序	時間	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分
		共産党 自民党 民主	民主 共産党 自民党	民主 自民党 共産党	民主 自民党 みんな 共産党	共産党 公明 共産党 社民党

3 日本放送協会(ラジオ放送)

(9分間隔)

政見放送 の日時	月日	8月20日(木)	8月21日(金)	8月24日(月)	8月25日(火)	8月26日(水)	8月27日(木)
候補者届出政党の 政見放送の順序	時間	19時30分~19時50分	19時30分~20時00分	19時30分~20時00分	19時30分~20時00分	19時30分~20時00分	19時30分~20時00分
		共産党 自民党	民主 自民党 共産党	民主 自民党 共産党	民主 改革 共産党	国民 自民党 民主	公明 社民党 みんな

4 株式会社毎日放送(テレビジョン放送)

(9分間隔)

政見放送 の日時	8月24日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)	
	月日	時間	月日	時間	月日	時間	月日	時間	月日	時間
候補者届出政党の 政見放送の順序	民主	5時15分~5時55分	自民党	5時15分~5時55分	共産党	5時25分~5時55分	みんな	5時25分~5時55分	共産党	5時25分~5時55分
			共産党		共産党		改革	自民党	共産党	民主
			国民		民主		自民党	自民党	民主	
			共産党		社民党		みんな	共産党	共産党	
			自民党		公明		みんな	自民党	自民党	

5 読賣テレビ放送株式会社(テレビジョン放送)

(9分間隔)

政見放送 の日時	8月22日(土)		8月23日(日)		8月26日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)	
	月日	時間	月日	時間	月日	時間	月日	時間	月日	時間
候補者届出政党の 政見放送の順序	民主	4時50分~5時30分	自民党	5時30分~6時00分	みんな	4時40分~5時20分	共産党	4時50分~5時20分	共産党	4時50分~5時20分
			自民党		公明		共産党	共産党	共産党	
			共産党		社民党		自民党	自民党	民主	
			共産党		民主		自民党	自民党	民主	
			改革		公明		自民党	自民党	民主	
			共産党		社民党		共産党	共産党	共産党	
			共産党		民主		自民党	自民党	民主	

6 株式会社毎日放送(ラジオ放送)

(9分間隔)

政見放送 の日時	8月24日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)	
	月日	時間	月日	時間	月日	時間	月日	時間
候補者届出政党の 政見放送の順序	共産党	5時00分~5時30分	共産党	5時00分~5時30分	共産党	5時00分~5時30分	自民党	5時00分~5時40分
			民主		民主		自民党	公明
			民主		自民党		自民党	共産党
			自民党		自民党		自民党	共産党
			自民党		自民党		自民党	共産党

(3) 個人演説会等

府内の公営個人演説会等の会場は、3,391か所で、これらの施設を使用して開催された個人演説会は346回、政党演説会は0回、政党等演説会は12回であった。

(4) 選挙公報

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙公報は、申請期日である8月18日午後5時までに立候補者80名全ての者から掲載の申請があった。

区 分	印刷部数	印刷日程	市区町村選管への	
			配付部数	配付日
衆議院小選挙区 選出議員選挙	4,471,320	8月20日	4,414,700	8月20日～8月22日
衆議院比例代表 選出議員選挙	4,414,780	8月22日～8月23日	4,411,800	8月22日～8月24日
最高裁判所裁判 官国民審査	4,414,780	8月22日～8月23日	4,411,800	8月22日～8月24日

(5) 選挙運動用ビラ

衆議院小選挙区選出議員における選挙運動用ビラは、候補者1人につき、選挙管理委員会に届け出た2種類以内で、7万枚以内を頒布することができる。

また、候補者届出政党は、4万枚に届出候補者数を乗じた数以内で、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに4万枚以内を頒布することができる。

選挙運動用ビラの届出状況は次のとおりである。

選挙区名	選挙運動用ビラの届出のあった 候補者数(人)			公営の適用を 受けられる 候補者数
	1種類のみ	2種類	計	
第1区	2	3	5	2
第2区	5	0	5	4
第3区	3	1	4	3
第4区	4	0	4	3
第5区	2	1	3	3
第6区	3	1	4	3
第7区	4	0	4	3
第8区	3	1	4	2
第9区	3	2	5	2
第10区	4	0	4	2
第11区	4	0	4	3
第12区	4	0	4	2
第13区	3	1	4	3
第14区	4	1	5	2

選挙区名	選挙運動用ビラの届出のあった 候補者数(人)			公営の適用を 受けられる 候補者数
	1種類のみ	2種類	計	
第15区	4	0	4	2
第16区	4	0	4	2
第17区	3	1	4	3
第18区	3	1	4	3
第19区	3	1	4	2

(6) 新聞広告

新聞広告は、選挙運動期間中に限りいずれかの新聞に無料で、候補者については5回、候補者届出政党については届け出た候補者数に応じた回数、掲載できる。

その状況は次のとおりである。

(候補者)

※単価は9.6cm×2段で単位は円

新聞・単価※		朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	日経新聞	計
候補者数		651,420	505,344	681,030	516,096	663,264	
民主党	17	17	17	17	17	17	85
自由民主党	15	15	15	30	15	0	75
公明党	4	4	4	4	4	4	20
日本共産党	19	19	19	38	19	0	95
社会民主党	1	1	1	1	2	0	5
みんなの党	1	0	1	2	1	1	5
国民新党	1	1	1	2	1	0	5
改革クラブ	1	0	0	3	2	0	5
幸福実現党・無所属	21	39	3	41	22	0	105
計	80	96	61	138	83	22	400

(候補者届出政党)

※単価は1cm×1段で単位は円

届出政党	新聞 単価※ 区分	朝日新聞		毎日新聞		読売新聞		産経新聞		日経新聞		計
		34,650		26,880		36,225		26,880		35,280		
		回数・寸法		回数・寸法		回数・寸法		回数・寸法		回数・寸法		
民主党	1	19.0cm 8段	1	19.0cm 4段	1	18.8cm 8段	1	19.2cm 4段	1	19.0cm 8段	5	
自由民主党	1	38.2cm 3段	1	38.0cm 3段	1	37.6cm 3段	1	38.5cm 3段			4	
公明党							1	38.5cm 4段			1	
日本共産党			2	38.0cm 8段	1	37.6cm 5段	1	38.5cm 3段			4	

届出政党	新聞単価※ 区分	朝日新聞		毎日新聞		読売新聞		産経新聞		日経新聞		計
		34,650		26,880		36,225		26,880		35,280		
		回数・寸法		回数・寸法		回数・寸法		回数・寸法		回数・寸法		
社会民主党	1	9.4cm 2段	2	9.5cm 2段	1	9.4cm 2段	1	19.2cm 2段	1	19.0cm 2段	6	
みんなの党			2	19.0cm 1段 9.5cm 2段	4	9.4cm 4段 18.8cm 2段	2	19.2cm 1段 9.6cm 2段			8	
国民新党			1	9.5cm 2段	2	28.2cm 2段 18.8cm 2段	1	19.2cm 2段			4	
改革クラブ					3	18.8cm 6段	2	9.6cm 2段			8	
計		3	9		13		10		2	37		

(7) 選挙運動費用の一部公費負担

選挙運動用自動車の使用、通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所用立札看板、選挙運動用自動車等取付用立札看板及び個人演説会場用立札看板、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用については、当該候補者の供託物が没収されない限り、一定の限度額の範囲内において国が負担する制度となっている。

① 契約の届出及び負担

区 分		契約届出者	公費負担の 対 象 者	公費負担額(円)	
選挙 運動 用 自動 車	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	4	4	3,042,000	
	②①以外の契約	車	45	38	5,805,417
		運 転 手	41	34	4,989,500
		燃 料	37	33	1,124,820
通常葉書の作成		56	49	11,620,735	
選挙運動用ビラ		56	49	21,280,137	
選挙事務所用立札看板		48	45	6,863,257	
選挙運動用自動車等取付用立札看板		53	48	9,406,365	
個人演説会場用立札看板		43	40	6,863,573	
個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター		56	49	39,597,608	

② 公費負担の対象と限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額（単価）		
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (タクシー等。自動車を運転手・燃料込みで借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について64,500円	1の契約と2の契約は選択
	イ 自動車借入れ契約 (自動車のみをレンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について15,300円	
	ロ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,350円×選挙運動の日数 (12日間)	
	ハ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る)	各日について12,500円	
通常葉書の作成	限度枚数 35,000枚	単価 = 7円50銭		
ビラの作成	50,000枚以下の場合	単価 = 7円30銭		
	50,000枚を超える場合 (限度枚数 70,000枚)	単価 = $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (作成枚数 - 50,000)}{作成枚数}$ …1銭未満の端数は切上げ ※70,000枚の場合は6円61銭		
選挙事務所用立札・看板の作成	限度枚数 3枚	単価 = 53,388円		
自動車等取付用立札・看板の作成	限度枚数 4枚	単価 = 50,548円		
個人演説会場用立札・看板の作成	限度枚数 5枚	単価 = 38,621円		
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2枚以内)を乗じて得た金額	1 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合 単価 = $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times 掲示場数}{掲示場数}$ …1円未満の端数は切上げ		
		2 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合 単価 = $557,115円 + 26円73銭 \times (掲示場数 - 500)$ …1円未満の端数は切上げ		

なお、公費で負担するポスターの作成枚数及び1枚あたりの作成単価の限度額は次のとおりである。

選挙区	ポスター 掲示場設置数	ポスター 単価限度額	ポスター 作成限度枚数	ポスター 公費負担限度額
第1区	599	935	1,198	1,120,130
第2区	436	1,203	872	1,049,016
第3区	475	1,147	950	1,089,650
第4区	561	996	1,122	1,117,512
第5区	529	1,055	1,058	1,116,190
第6区	702	802	1,404	1,126,008
第7区	621	903	1,242	1,121,526
第8区	492	1,125	984	1,107,000
第9区	1002	570	2,004	1,142,280
第10区	551	1,014	1,102	1,117,428
第11区	727	775	1,454	1,126,850
第12区	676	832	1,352	1,124,864
第13区	681	826	1,362	1,125,012
第14区	868	654	1,736	1,135,344
第15区	1,181	488	2,362	1,152,656
第16区	437	1,202	874	1,050,548
第17区	446	1,188	892	1,059,696
第18区	1,006	568	2,012	1,142,816
第19区	945	603	1,890	1,139,670

また、政見放送用に候補者届出政党が録音・録画した政見についても一定の範囲内で国が負担することとなっている。

## 8 選挙運動費用の支出金額の制限額

各選挙区における選挙運動費用の支出金額の制限額は、次のとおりである。

大阪府第1区選挙区	24,834,500円	大阪府第11区選挙区	24,969,300円
大阪府第2区選挙区	24,401,200円	大阪府第12区選挙区	24,245,500円
大阪府第3区選挙区	24,913,800円	大阪府第13区選挙区	25,091,000円
大阪府第4区選挙区	25,374,000円	大阪府第14区選挙区	25,463,900円
大阪府第5区選挙区	25,305,700円	大阪府第15区選挙区	25,122,800円
大阪府第6区選挙区	24,941,300円	大阪府第16区選挙区	23,828,900円
大阪府第7区選挙区	24,354,900円	大阪府第17区選挙区	24,097,000円
大阪府第8区選挙区	23,887,300円	大阪府第18区選挙区	25,494,600円
大阪府第9区選挙区	25,616,100円	大阪府第19区選挙区	23,719,700円
大阪府第10区選挙区	23,837,900円		

## 9 明るい選挙の推進

明るくきれいな選挙を推進するため、「選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部」は、次の声明を発表し、関係者に自粛を求めた。

### 選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部 声 明

平成21年8月30日投開票の日程で、第45回衆議院議員総選挙が執行されますが、国民の意思が正しく政治に反映され、民主主義が健全に発展するためには、不正や腐敗をなくし、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、最近の選挙においても、買収、供応、文書違反、公共物への掲示箇所違反等の選挙犯罪が跡を絶たない状況にあることは、本当に残念です。

私たちは、明るくきれいな選挙を実現するために全力を注ぎ、違法な行為に対しては厳正な措置を行う決意です。

政党、立候補予定者、その他関係者におかれましては、国民の期待に応え、法令の定めに従い、ルールを守って、きれいな選挙を進められるよう、自戒自粛を強く求めます。

一方、有権者の皆様には、選挙違反を厳しく批判し、主権者としての自覚を持ち、良識ある行動をとられるよう期待します。

平成21年7月22日

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部

大阪府選挙管理委員会  
大阪府明るい選挙推進協議会  
大阪地方検察庁  
大阪府警察本部  
大阪市選挙管理委員会  
堺市選挙管理委員会  
大阪府都市選挙管理委員会連合会



臨時啓発事業の内容は次のとおりである。

なお、統一標語「さあ投票 選挙の主役はあなたです」を各啓発事業に活用した。

### 臨時啓発事業概要

事業の種類	事業の概要	実施時期
①ポスターの掲示	<p>総務省作成の選挙啓発ポスターを JR ほか私鉄の府内駅に掲示するとともに、府及び市町村の庁舎等に掲示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府関係機関等 347 枚</li> <li>・市町村(43 団体) 2190 枚</li> <li>・電車駅貼 455 枚</li> </ul> <p>⇒JR、南海、近鉄、阪急、京阪、阪神の府内駅 (大阪モルルールは無償協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百貨店等 715 枚</li> </ul> <p>⇒百貨店・スーパー・遊園地・ショッピングセンター等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所 100 枚</li> <li>・大学 266 枚</li> <li>・予備 137 枚</li> </ul> <p style="text-align: right;">合計 4,210 枚</p>	順次実施～ 8月30日
②懸垂幕の掲出	<p>選挙期日・選挙標語等を記載した懸垂幕を作成し、庁舎等に掲出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府庁本庁舎(本館・別館・歩道橋) 3ヶ所、7 流</li> <li>・府出先機関 計 26ヶ所、31 流</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>府税事務所 11ヶ所、14 流</li> <li>府民健康プラザ 11ヶ所、11流</li> <li>中央卸売市場 1ヶ所、1 流</li> <li>特許情報センター 1ヶ所、1 流</li> <li>土木事務所(八尾・鳳) 2ヶ所、4 流</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村庁舎 40ヶ所、41 流</li> <li>・病院(急性期・総合医療 C、呼吸器・アレルギーC、成人病 C) 3ヶ所、3 流</li> <li>・万博記念館 1ヶ所、1流</li> </ul> <p style="text-align: right;">合計 73ヶ所、83 流</p>	8月12日～ 8月30日
③コンビニ ATM 画面広告による啓発	<p>府内のコンビニエンスストアに設置されている ATM の画面に選挙期日等を記載した広告を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セブン銀行…約 568 台 (セブンイレブン)</li> <li>イーネット…約 807 台 (ファミリーマート、サカス等)</li> </ul>	8月17日～ 8月30日
④地下鉄車内つり革広告による啓発	<p>大阪市営地下鉄車内のつり革に選挙期日・選挙標語等を記載したフィルム広告を掲出した。</p> <p>(掲出路線) 御堂筋線、谷町線、堺筋線</p>	8月14日～ 8月30日

事業の種類	事業の概要	実施時期
⑤啓発物品の作成 街頭啓発等	<p>選挙期日・選挙標語等を記載した啓発物品を作成し、情報プラザで配付するとともに、府内市町村に配付を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラバーグリップ付き2色ボールペン…10,000個</li> <li>・ポケットティッシュ…30,000個</li> </ul>	8月18日～ 8月30日
⑥アナウンスによる 啓発	<p>JRほか鉄道会社・百貨店等に対して、利用者への投票参加のアナウンスを依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道…JR、南海、近鉄、阪急、京阪、阪神、北大阪急行、大阪モノレール、水間鉄道、泉北高速</li> <li>・百貨店等…百貨店、スーパー、遊園地、ショッピングセンター等</li> </ul>	8月18日～ 8月30日
⑦広報紙・府広報媒体等による啓発	<p>市町村の広報紙等に選挙期日・選挙標語等の掲載を依頼する。その他府広報媒体の活用を依頼した。</p> <p>[府広報媒体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂におけるポスター掲出</li> <li>・インターネット 大阪府ホームページ(選挙管理委員会)内にて開設</li> <li>・府と企業とのタイアップ広告 道頓堀雪印ネオン広告(SNOWBRAND VISION)</li> <li>・庁内アナウンス(投開票日直前の金曜日)</li> <li>・マイカル折込チラシ広告(無償協力)</li> </ul>	順次実施～ 8月30日